

池田町ふるさと支援まちづくり寄附金協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による岐阜県池田町（以下、「池田町」という。）への寄附促進と地元特産品などのPR、販売促進および地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者に対し贈呈する商品やサービス（以下、「商品等」という。）をお礼の品（以下、「返礼品」という。）として提供していただける企業（以下、「協力事業者」という。）を募集するための要領です。

2 協力事業者の要件

返礼品が下記の要件に全て適合していることが要件となります。ただし、下記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が町内にある企業または個人事業者であること。
- (2) 代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (3) 提供いただく商品等が別添、「地場産品基準」のいずれかに該当すること。
- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 個人情報保護法及び池田町個人情報保護条例等に基づき個人情報を適切に扱うことが出来る事業者であること。（取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。）

3 募集する返礼品

- (1) 次の条件を満たしている返礼品等を募集します。
 - (ア) 池田町の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、観光PRといった地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
 - (イ) 「池田町内で生産、製造、加工、販売されているもの」、「池田町産の原材料を使用しているもの」のいずれかに該当していること。
 - (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。
 - (エ) 商品等の情報の開示が可能であること。
 - (オ) 換金性・資産性の高い商品等でないこと。

(2) 返礼品の価格

寄附額に対して返礼品の価格は30%以内とし、寄附金額の設定は1万円以上1千円単位とします。また、返礼品の価格には、梱包代金、消費税及び地方消費税を含みます。

なお、返礼品代金及び寄附者への配送料については、池田町が負担することとし、次項に記載の運営委託取りまとめ業者より支払われます。

4 運営委託

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があり、池田町は返礼品の運営委託取りまとめ業者（以下、「返礼品管理業者」という。）として下記会社を指定致しました。

【返礼品管理業者】

レッドホースコーポレーション株式会社

〒135-0061 東京都江東区豊洲 3-2-24 豊洲フォレシア 9階

株式会社さとふる

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 4-20 グランフロント大阪タワーA22F

5 協力事業者のメリット

(1) 池田町が掲載を認めているポータルサイトに返礼品の画像、商品名、企業名等を掲載します。

また、協力事業者にホームページがある場合、希望によりポータルサイトの掲載欄へリンクを貼ります。

(2) 池田町が作成するさとふる観光パンフレット等に商品等及び企業名を掲載します。

6 申込方法

返礼品管理業者が必要とする申込書類一式に必要事項を記入し、郵送または電子メールにて提出してください。

後ほど、返礼品管理業者担当者よりご連絡させていただきます。

7 申込み期間

随時受付とします。

8 その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ登録された返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに返礼品管理業者へ報告し、承認を受けるものとします。

(2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について返礼品管理業者へ報告するものとします。また、品質保証については、万全を期してください。

(3) 登録された協力事業者又は商品等が本要領 2 及び 3 に定める要件に適合しなくなったと認める場合、商品等の調達を中止することがあります。

【問い合わせ先】

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468 番地の 1

池田町役場 総務部企画課 ふるさと納税対策係

TEL:0585-45-3111(内線 244, 246) FAX:0585-45-8314

E-mail:furusato@town.gifu-ikeda.lg.jp

地場産品基準

1. 池田町の区域内において生産されたものであること。
2. 池田町の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3. 池田町の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4. 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5. 地方団体の広報の目的で生産された池田町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から池田町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7. 池田町の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が池田町に相当程度関連性のあるものであること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - (1) 池田町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - (2) 岐阜県が当該県の区域内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの
 - (3) 岐阜県が当該県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。